平成２６年（フ）第１１８６号
福岡県糟屋郡志免町大字吉原109番地１
レ・ジュトン空港南202号
破産者　大庭　雄一
１　決定年月日　平成26年11月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１０６号
鹿児島県鹿児島市田上５丁目19番14号　満吉アパート202号
破産者　横田　　稔
１　決定年月日　平成26年11月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２６年（フ）第１０７号
鹿児島県鹿児島市田上５丁目19番14号　満吉アパート202号
破産者　横田　節子
１　決定年月日　平成26年11月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２６年（フ）第３７４号
さいたま市中央区八王子４丁目４番18―206号、申立時の住所仙台市泉区館１丁目34番地の３
破産者　飯塚　大樹
１　決定年月日　平成26年11月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第３０９号
埼玉県草加市西町214番地　アズヴェール草加101号
破産者　関谷　　晋
１　決定年月日　平成26年11月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２６年（フ）第３５８号
広島県東広島市西条町寺家6392番地１　ハイツまきだやＡ101号
破産者　辛崎　和秀
１　決定年月日　平成26年11月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第３４号
広島県庄原市西城町中野1288―１、前住所広島県庄原市三日市町675番地２
破産者　上岡　孝洋
１　決定年月日　平成26年11月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所三次支部

平成２６年（フ）第５１１号
福岡県糟屋郡粕屋町大字仲原2832番地１　グランドパレス空港東906号
破産者　森崎　愛章
１　決定年月日　平成26年11月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第７７７号
福岡市西区泉２丁目５番36―102号
破産者　折居　伸和
１　決定年月日　平成26年11月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１１７２号
福岡市博多区千代３丁目４番28号
破産者　梅津技建こと　梅津　幸一
１　決定年月日　平成26年11月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１２２８号
福岡県筑紫郡那珂川町道善１丁目61番地ヴィラウッディひいらぎ棟２号
破産者　園田　繁巳
１　決定年月日　平成26年11月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１３８０号
福岡市早良区原３丁目６番４―306号
破産者　近藤みね子
１　決定年月日　平成26年11月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第７１号
宮崎県日向市亀崎３丁目51番地
破産者　甲斐　　修
１　決定年月日　平成26年11月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２５年（フ）第１７７号
京都市上京区室町通寺之内上る下木下町142番地３、前住所秋田市東通３丁目11番47号
破産者　岩野　年成
１　決定年月日　平成26年11月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１７８号
京都市上京区室町通寺之内上る下木下町142番地３、前住所秋田市東通３丁目11番47号
破産者　岩野まゆみ
１　決定年月日　平成26年11月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１５３号
秋田市泉北１丁目９番10号
破産者　Ｑｚ美容室こと　中道　早苗
１　決定年月日　平成26年11月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第６０号
福島県郡山市安積町日出山字一本松81番地
田母神コーポ202号
破産者　鈴木　　清
１　決定年月日　平成26年11月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２６年（フ）第２３９号
横浜市保土ケ谷区峰岡町１丁目66番地
破産者　長倉　　徹
１　決定年月日　平成26年11月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部